

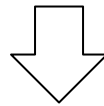
## 低入札価格調査制度の適用対象工事の見直しについて

低入札価格調査については平成24年4月1日より、一般土木・建築一式・ほ装工事について設計額6,000万円以上を適用対象とし実施していましたが、総合評価落札方式の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式で発注した工事については設計額6,000万円未満の工事であっても低入札価格調査の適用対象といたします。

なお、本見直しは平成28年5月16日以降の新規公表分の案件から適用いたします。低入札価格調査基準額または最低制限価格の設定については、これまでどおり工事概要書及び指名通知書に記載いたします。

### <変更前>

工種	低入札価格調査適用対象額
一般土木工事 建築一式工事 ほ装工事	設計額6,000万円以上の建設工事
上記工種以外の工事	設計額1,500万円以上の建設工事



### <変更後>

工種	低入札価格調査適用対象額
一般土木工事 建築一式工事 ほ装工事	設計額6,000万円以上の建設工事 <u>または 総合評価落札方式で発注する建設工事</u>
上記工種以外の工事	設計額1,500万円以上の建設工事

本見直しは、平成28年5月16日以降の新規公表分の案件から適用します。

- ※それぞれの適用対象額未満の工事については、「最低制限価格」を適用します。
- ※本見直しに伴う「横手市低入札価格調査制度実施要綱」の改正はありません。
- ※平成28年6月1日以降の新規公表分の案件から適用する最低制限価格・低入札価格調査基準額・自動失格基準額の算出方法を改定します。詳細につきましては横手市ホームページ「建設工事における最低制限価格・低入札価格調査基準額・自動失格基準額について」をご覧ください。